

【重要】教育職員免許法および同法施行規則改正に伴う注意事項について

2019年4月1日より、改正教育職員免許法および同法施行規則が施行されました。これに伴い、以下注意事項をご確認いただき、ご出願ください。

※以下の記載において、改正後の教育職員免許法による認定課程を「新課程」とし、改正前の教育職員免許法による認定課程を「旧課程」とします。

1)2019年度以降の適用課程について

2019年度以降入学者については、原則、新課程の適用¹となります。また、当学部の履修指導は、原則として、新課程で行います。旧課程とは必要科目・単位数等が一部異なりますので、ご注意ください。

なお、旧課程における修得単位の一部については、教育職員免許法施行規則の改正附則に基づき、新課程において修得した単位としてみなすことができます。詳細は単位を取得した機関にお問い合わせください。ただし、以下いずれかの場合には旧課程適用となります。

①2018年度以前に専修免許状の課程を有する大学院に入学し、2019年度以降も引き続き当該大学院に在籍しており、大学院修士課程修了時に一種免許状の要件を含む「専修免許状」の申請・取得をする場合。

※取得する専修免許状と同一免許教科の一種免許状の要件についても「旧課程」の適用となります。

※専修免許状の課程を有する大学院に在籍していても、専修免許状の要件を満たせない場合や、申請を行わない場合等、一種免許状のみを申請する場合は、「新課程」の適用となります。

②旧課程において不足している単位が66条の6に関する科目のみの場合、または介護等体験特例法に定める介護等の体験のみ未実施で、他の要件を満たしている場合。

2)旧課程適用者の注意事項について

本募集要項および時間割等については、新課程に基づいて記載しております。旧課程が適用される場合は、以下の対応表をご参考にしていただき、履修ルール・時間割等の確認を行ってください。なお、旧課程による「教員免許状の取得要件」については、出願先学部にご確認ください。

・新旧課程の表記対応表

旧課程	新課程
教職に関する科目	・教育の基礎的理解に関する科目等 ・各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）
教科に関する科目	教科に関する専門的事項
教科又は教職に関する科目	大学が独自に設定する科目

3)流用単位の確認について

「単位の流用」を用いて小学校一種免許状の取得を希望する場合、既得の中学校または高等学校免許状を、改正後の新法に読み替えた「学力に関する証明書」を発行し、流用単位の確認をする必要があります。新法に読み替えた学力に関する証明書において、「未修得」の事項は流用できませんので、追加で履修する必要があります。

特に、法改正後の新設事項のうち、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」および「総合的な学習の時間の指導法」については、原則として新設科目を履修してください。

¹ ご自身の適用課程が不明な場合は、出願先学部事務局までお問い合わせください。ただし、複数学籍を有する場合や、複数の単位修得機関を有する場合等、文部科学省または授与機関への照会をご案内する場合があります。

教育職員免許状取得要件（新課程）

1. 取得要件

教育職員免許状を取得する場合、「教育職員免許法」と「教育職員免許法施行規則」による基礎資格を満たし、所定の単位を修得する必要があります。詳細は所属学部事務所で配布される「学部要項」等を参照してください。なお、以下は法改正後の新課程です。施行規則附則に基づき、旧課程の適用となる場合は、出願先学部事務所へご相談ください。

1-1. 基礎資格

学士の資格を有すること。（小学校一種・中学校一種・高等学校一種共通）

1-2. 修得単位

法令区分／免許状の種類	小学校 一種	中学校 一種	高等学校 一種
教科及び教職に関する科目	合計 59 単位	合計 59 単位	合計 59 単位
教科及び教科の指導法に関する科目 ※（1）	小計 30 単位	小計 28 単位	小計 24 単位
教科に関する専門的事項 ※（1）			
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）※（1）		8	4
教育の基礎的理解に関する科目 ※（2）	10	10	10
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ※（2）	10	10	8
教育実践に関する科目 ※（2）	7	7	5
大学が独自に設定する科目 ※（3）	2	4	12
教育職員免許法施行第 66 条の 6 に定める科目	合計 8 単位	合計 8 単位	合計 8 単位
日本国憲法	2	2	2
体育（実技）	2	2	2
外国語コミュニケーション	2	2	2
情報機器の操作	2	2	2
最低修得単位数の合計	67	67	67

※（1）「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の最低修得単位数

「教科に関する専門的事項」については、法令上の最低修得単位数は定められていません。ただし、「教科及び教科の指導法に関する科目」としては、「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」との合算で「小計」に記載の単位数を修得する必要があります。また、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」については、中学校免許取得者は 8 単位以上、高等学校取得者は 4 単位以上修得することが定められています。

※（2）「教育の基礎的理解に関する科目」等

①「教育の基礎的理解に関する科目」、②「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」および③「教育実践に関する科目」の総称として、「教育の基礎的理解に関する科目」等とします。

※（3）大学が独自に設定する科目（一種免許状）

「教育の基礎的理解に関する科目」等、「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数を超えて単位を修得した場合は、「大学が独自に設定する科目」の単位として計算されます。上表に記載の単位数は、「教育の基礎的理解に関する科目」等、「教科及び教科の指導法に関する科目」および「大学が独自に設定する科目」の合計最低修得単位数である 59 単位から、「教育の基礎的理解に関する科目」等と「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数を差し引いた単位数であり、「大学が独自に設定する科目」の科目区分に設置されている科目を、記載されている単位数以上履修しなければならないという意味ではありません。

中学校・高校免許状取得要件（新課程）

（１）教科及び教科の指導法に関する科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」については、「教科に関する専門的事項」および「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の合算で、中学校免許取得者は２８単位以上、高等学校免許取得者は２４単位以上を修得する必要があります。必修科目のみの履修では「教科及び教科の指導法に関する科目」の合計単位数要件を満たさない場合がありますので、ご注意ください。

（１－１）教科に関する専門的事項

下表のとおり、取得する免許教科により、修得が必要な科目が異なります。

<国語(中学1種・高校1種)>

教育職員免許法施行規則上の科目名	教育学部設置科目	単位数	履修方法
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	日本語学	4	全科目必修
	国語表現論	4	
国文学（国文学史を含む。）	日本文学史Ⅰ（古代）	2	
	日本文学史Ⅱ（中世）	2	
	日本文学史Ⅲ（近世）	2	
	日本文学史Ⅳ（近代）	2	
漢文学	中国文学基礎講読	4	
	中国文学基礎演習Ⅰ	2	
書道（書写を中心とする。）	書道（書写）	4	中学1種免許状の取得を希望する場合は必修。 高校1種免許状の単位としては算入されません。
最低修得単位数		26（中学） 22（高校）	

<社会(中学1種)>

教育職員免許法施行規則上の科目名	教育学部設置科目	単位数	履修方法
日本史・外国史	日本史Ⅰ	2	全科目必修
	日本史Ⅱ	2	
	外国史Ⅰ	2	
	外国史Ⅱ	2	
地理学（地誌を含む。）	地理Ⅰ	2	全科目必修
	地理Ⅱ	2	
	地誌Ⅰ	2	
「法律学、政治学」	法律学	2	1科目必修
	政治学Ⅰ	2	
	政治学Ⅱ	2	
「社会学、経済学」	社会学（教職）	2	1科目必修
	経済学Ⅰ	2	
	経済学Ⅱ	2	
「哲学、倫理学、宗教学」	哲学研究	4	いずれか 1科目群必修
	倫理学概論	4	
	宗教研究Ⅰ	2	
	宗教研究Ⅱ	2	
最低修得単位数		22	

<地歴(高校1種)>

教育職員免許法施行規則上の科目名	教育学部設置科目	単位数	履修方法
日本史	日本史Ⅰ	2	全科目必修
	日本史Ⅱ	2	
外国史	外国史Ⅰ	2	
	外国史Ⅱ	2	
	外国史Ⅲ	2	
人文地理学及び自然地理学	地理Ⅰ	2	
	地理Ⅱ	2	
	地理Ⅲ	2	
地誌	地誌Ⅰ	2	
	地誌Ⅱ	2	
最低修得単位数		20	

<公民(高校1種)>

教育職員免許法施行規則上の科目名	教育学部設置科目	単位数	履修方法
「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	法律学	2	いずれか 1科目群必修
	政治学Ⅰ	2	
	政治学Ⅱ	2	
「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	社会学（教職）	2	「社会学(教職)」または 「経済学Ⅰ」および「経済学Ⅱ」を履修
	経済学Ⅰ	2	
	経済学Ⅱ	2	
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲学研究	4	いずれか 1科目群必修
	倫理学概論	4	
	宗教研究Ⅰ	2	
	宗教研究Ⅱ	2	
最低修得単位数		20	※（１）参照のこと

<数学(中学1種・高校1種)>

教育職員免許法施行規則上の科目名	教育学部設置科目	単位数	履修方法
代数学	線形代数Ⅰ	4	1科目必修
	代数Ⅰ	4	
幾何学	幾何Ⅰ	2	いずれか 1科目群必修
	幾何Ⅱ	2	
	幾何Ⅲ	2	
	幾何Ⅳ	2	
解析学	微積分Ⅰ	4	1科目必修
	解析学Ⅰ	4	
	複素解析Ⅰ	4	
「確率論、統計学」	統計入門	2	いずれか 1科目群必修
	統計数学	2	
	確率論Ⅰ	2	
	確率論Ⅱ	2	
コンピュータ	情報数学Ⅰ	2	いずれか 1科目群必修
	情報数学Ⅱ	2	
	情報数学Ⅲ	2	
	情報数学Ⅳ	2	
最低修得単位数		20	

<情報(高校1種)>

教育職員免許法施行規則上の科目名	教育学部設置科目	単位数	履修方法
情報社会及び情報倫理	情報社会・情報倫理	2	全科目必修
コンピュータ及び情報処理（実習を含む。）	情報数学 5	2	
	情報数学 6	2	
情報システム（実習を含む。）	情報システム 1	2	
	情報システム 2	2	
情報通信ネットワーク（実習を含む。）	ネットワーク技術 1	2	
	ネットワーク技術 2	2	
マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）	マルチメディア基礎と応用 I	2	
	マルチメディア基礎と応用 II	2	
情報と職業	情報技術の応用と職業	2	
最低修得単位数		20	

<理科(中学1種)> ※教育学部出身者は出身専修にて受入、他大学卒業者は生物学専修にて受入

教育職員免許法施行規則上の科目名	教育学部設置科目	単位数	履修方法
物理学	物理学 I - 1	2	全科目必修
	物理学 I - 2	2	
物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	物理学実験 I	2	
	物理学実験 II	2	
化学	化学 I	4	
化学実験（コンピュータ活用を含む。）	化学実験 I	2	
	化学実験 II	2	
生物学	生物学通論 I	2	
	生物学通論 II	2	
生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	生物学通論実験 I	1	
	生物学通論実験 II	1	
地学	地学通論 I	2	
	地学通論 II	2	
地学実験（コンピュータ活用を含む。）	地学通論実験 I	1	
	地学通論実験 II	1	
最低修得単位数		28	

＜理科(高校1種)＞ ※教育学部出身者は出身専修にて受入、他大学卒業者は生物学専修にて受入

教育職員免許法施行規則上の科目名	教育学部設置科目	単位数	履修方法
物理学	物理学Ⅰ-1	2	全科目必修
	物理学Ⅰ-2	2	
化学	化学Ⅰ	4	
生物学	生物学通論Ⅰ	2	
	生物学通論Ⅱ	2	
地学	地学通論Ⅰ	2	
	地学通論Ⅱ	2	
「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、 化学実験（コンピュータ活用を含む。）、 生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、 地学実験（コンピュータ活用を含む。）」	物理学実験Ⅰ } セット履修	2	いずれか 1科目群必修
	物理学実験Ⅱ } セット履修	2	
	化学実験Ⅰ } セット履修	2	
	化学実験Ⅱ } セット履修	2	
	生物学通論実験Ⅰ } セット履修	1	
	生物学通論実験Ⅱ } セット履修	1	
	地学通論実験Ⅰ } セット履修	1	
	地学通論実験Ⅱ } セット履修	1	
最低修得単位数		20	

＜英語(中学1種・高校1種)＞

教育職員免許法施行規則上の科目名	教育学部設置科目	単位数	履修方法
英語学	英語音声学Ⅰ	2	全科目必修
	言語学入門	2	
	応用言語学入門	2	
英米文学	英文学史Ⅰ	2	
	英文学史Ⅱ	2	
	米文学史Ⅰ	2	
	米文学史Ⅱ	2	
英語コミュニケーション	Oral and Written CommunicationⅠ	2	
	Oral and Written CommunicationⅡ	2	
異文化理解	アメリカ文化史	2	3科目から2科目選択 必修
	British Cultural History	2	
	Intercultural Communication	2	
最低修得単位数		22	

（１－２）各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）

教育職員免許法施行規則上の科目名	設置科目	単位	履修方法
各教科の指導法	教科教育法 1	2	必修
	教科教育法 2	2	
	教科教育法 3	2	中学のみ必修
	教科教育法 4	2	
最低修得単位数		中学 8・高校 4	

- ・取得を希望する教科の指導法を履修してください。中学校免許取得者は1～4の8単位、高等学校免許取得者は1・2の4単位が必修です。
- ・高等学校免許取得者が、同一教科の教科教育法3・4を取得した場合、教科及び教科の指導法に関する科目の総単位に積算されます。
- ・「社会科教育法3」および「社会科教育法4」は、高等学校地理歴史・公民の免許には使用できません。

(2) 「教育の基礎的理解に関する科目」等（必修）

教育職員免許法施行規則に定める科目		設置科目※ 1	単位	履修方法
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育基礎総論 1（中・高）	2	必修
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職概論（中・高）	2	必修
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度総論（中・高） ※ 2	2	必修
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学（中・高）	2	必修
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育（中・高） ※ 3	1	必修
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程編成論（中・高）	1	必修
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論および指導法	道徳教育論（中・高）	2	中学必修
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習・探究論（中・高） ※ 3	1	必修
	特別活動の指導法	特別活動論（中・高）	1	必修
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法・技術論（中・高） ※ 4	2	必修
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導論（中・高）	2	必修
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	生徒理解と教育相談（中・高）	2	必修
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習演習（中・高）（3週間）	5	中学必修
		教育実習演習（中・高）（2週間）	3	高校必修
	教職実践演習	教職実践演習（中・高）	2	必修
最低修得単位数		中学 27・高校 23		

※ 1）旧課程で修得した科目については、教育職員免許法施行規則附則に基づき、新課程の科目へ一部読み替えることができます。詳細は出願先学部へお問い合わせください。教育の基礎的理解に関する科目等において、旧課程の同一科目を修得している場合、新課程への読み替えが可能なため、原則として再度の履修は不要です。

※ 2）旧「教育基礎総論 2（中・高）」を修得済みの場合、再度の履修は不要です。

※ 3）新設科目のため、新課程適用者は履修が必須となります。

※ 4）旧「教育方法研究（中・高）」を修得済みの場合、再度の履修は不要です。

(3) 「教育の基礎的理解に関する科目」等（選択）

以下の科目は、「教育の基礎的理解に関する科目」等の選択科目です。修得した単位は「大学が独自に設定する科目」として取り扱われます。

教育職員免許法施行規則に定める科目			設置科目	単位数	履修方法
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職研究Ⅲ（日本教育史）※ 教職研究Ⅳ（西洋教育史）※	各 2 単位	選択
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教職研究Ⅰ（学校教育法規）※ 教職研究Ⅱ（教育行政法規）※ 教職研究Ⅴ（学校外教育）※ 教職研究Ⅸ（教育経営）		
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	授業技術演習		

※の科目は隔年開講

（４）大学が独自に設定する科目（中学校１種・高等学校１種）

以下の科目は、「大学が独自に設定する科目」です。また、「教科又は教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」等の最低修得単位数を超えて修得した単位もこの区分に計上されます。

教育職員免許法施行規則に定める科目	設置科目	単位	履修方法
大学が独自に設定する科目	介護体験実習講義	2	小・中学校のみ必須
	人間理解基盤講座（心の健康教育に関する理論と実践）	2	選択
	学級経営インターンシップ（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	4	
	特別支援教育インターンシップ	4	
	インクルーシブ教育インターンシップ	4	
	中等国語科インターンシップ※	4	
	教職研究Ⅵ（生涯教育）	2	
	教職研究Ⅷ（総合学習の研究）	2	
	国語科授業技術演習※	2	

※教科「国語」のみ使用可。

（５）教科及び教職に関する科目の総単位数について

「教育職員免許状取得要件」に記載の通り、中学校・高等学校一種免許状を取得するためには、「教科及び教職に関する科目」の合計でそれぞれ「５９単位以上」を取得する必要があります。教育の基礎的理解に関する科目等、教科及び教科の指導法に関する科目の必修単位だけでは５９単位に満たない場合があるため、ご注意ください。

（６）免許法施行規則６６条の６に関する科目

<日本国憲法>

未修得の場合は当学部設置科目「憲法」（２単位）を修得してください。

<体育>

未修得の場合は当学グローバルエデュケーションセンター設置の「スポーツ実習」を合計で２単位修得してください。

<外国語コミュニケーション>

学部在学中に履修した外国語科目のうちの指定科目２単位で充当されます。科目等履修生としての履修は認められません。

<情報機器の操作>

未修得の場合は当学グローバルエデュケーションセンター設置の指定科目（２単位）を修得してください。

小学校一種免許状取得要件（新課程）

（１）教科及び教科の指導法に関する科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」については、「教科に関する専門的事項」および「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の合算で３０単位以上を修得する必要があります。

（１－１）教科に関する専門的事項

教育職員免許法施行規則上の科目名	教育学部設置科目	単位数	履修方法
国語（書写を含む。）	初等教科専門国語（書写を含む）	2	5科目10単位を選択必修
社会	初等教科専門社会	2	
算数	初等教科専門算数	2	
理科	初等教科専門理科	2	
生活	初等教科専門生活	2	
音楽	初等教科専門音楽	2	
図画工作	初等教科専門図画工作	2	
家庭	初等教科専門家庭	2	
体育	初等教科専門体育	2	
外国語	初等教科専門英語	2	
最低修得単位数		10	

※文科系受験者は「初等教科専門算数」、「初等教科専門理科」を含み、理科系受験者は「初等教科専門国語（書写を含む）」、「初等教科専門社会」を含んで選択することが望ましい。

（１－２）各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）

教育職員免許法施行規則上の科目名		教育学部設置科目	単位数	履修方法
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	国語（書写を含む。）	初等国語科教育法	2	全科目必修
	社会	初等社会科教育法	2	
	算数	初等算数科教育法	2	
	理科	初等理科教育法	2	
	生活	初等生活科教育法	2	
	音楽	初等音楽科教育法	2	
	図画工作	初等図画工作科教育法	2	
	家庭	初等家庭科教育法	2	
	体育	初等体育科教育法	2	
	外国語	初等英語科教育法	2	
最低修得単位数			20	

（２）「教育の基礎的理解に関する科目」等（必修）：初等教育学専攻卒業生用

教育職員免許法施行規則に定める科目		設置科目※１	単位	履修方法
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	初等教育学概論Ⅰ	2	必修
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職原論	2	必修
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育の制度と経営（小） ※２	2	必修
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学原論	2	必修
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育原論 ※３	2	必修

	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程編成原論	1	必修
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論および指導法	道徳教育原論	2	中学必修
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習研究原論 ※3	2	必修
	特別活動の指導法	特別活動原論	2	必修
	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法原論	2	必修
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導原論	2	必修
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
教育実践に関する科目	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談原論	2	必修
	教育実習	教育実習演習(小)	5	必修
	教職実践演習	教職実践演習(小)	2	必修
最低修得単位数		計 30		

※1 旧課程で修得した科目については、教育職員免許法施行規則附則に基づき、新課程の科目へ一部読み替えることができます。詳細は出願先学部へお問い合わせください。教育の基礎的理解に関する科目等において、旧課程の同一科目を修得している場合、新課程への読み替えが可能のため、原則として再度の履修は不要です。

※2 旧「初等教育学概論Ⅱ」を修得済みの場合、再度の履修は不要です。

※3 新設科目のため、新課程適用者は履修が必須となります。

(2) 「教育の基礎的理解に関する科目」等(必修):教育学研究科生用

教育職員免許法施行規則に定める科目		設置科目 ※ 1	単位	履修方法
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	既得済み単位を 流用 ※ 2	2	履修不要
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	既得済み単位を 流用 ※ 2	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	既得済み単位を 流用 ※ 2	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	既得済み単位を 流用 ※ 2	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育原論 ※ 3	2	必修
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程編成原論 ※ 4	1	必修
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論および指導法	道徳教育原論	2	必修
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習研究原論 ※ 3	2	必修
	特別活動の指導法	特別活動原論	2	必修
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法原論 ※ 4	2	必修
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導原論	2	1 科目選択必修 (1 科目流用)
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	教育相談原論	2	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	(生徒指導・進路指導原論に含む。)		
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習演習（小）※ 5	5	必修
		中高の免許取得の際に修得した教育実習のうち、3 単位を流用	3	
	教職実践演習	既得済み単位を 流用 または 教職実践演習（小）を履修※ 2	2	必修
最低修得単位数		〔必修科目〕 合計単位数 18 単位(流用した単位を除く) 流用単位数 15 単位		

- ※1 「単位の流用」を適用する場合、旧法において取得した中学校または高等学校免許を、新法に読み替えた学力に関する証明書で流用単位の確認を行います。新法に読み替えた中学校または高等学校の学力に関する証明書において、未修得の事項については、追加での履修が必要です。
- ※2 昭和63年改正法で教員免許状(中・高)を取得された方は、当時存在しなかった領域があるため、単位の流用ができないため、該当科目を履修する必要があります。
- ※3 新法における新設事項のため、原則として履修が必要です。
- ※4 備考十一による単位の流用の適用外のため、流用元の免許が幼稚園教諭以外の場合は、科目の履修が必要です。
- ※5 2011年度より、教育学研究科高度教職実践専攻の学生に限り、中高免許の教育実習の単位の流用を前提とした、小学校の2週間3単位の教育実習の履修を認めています。ただし、ご自身で実習校より内諾を頂いていることが前提となります。希望者は『教育実習演習(小)(2週間)』の科目登録を行ってください。
- ※ 教員としての勤務経験がある場合、必要となる単位数が少なくなる場合があります。事前に教育委員会にて確認を頂いた上で科目登録を行うようにしてください。

教育学研究科の在学生または修了者が、小学校1種免許状を取得するためには、通常、2年間で教職科目約50単位(3週間の教育実習を含む)の修得が必要になります。在籍する研究科と当学部の時間割設定によっては、2年間で取得要件を満たすことができない可能性があります。大学院の正規授業との両立には、相当の困難が予想されますので、充分ご検討の上、出願してください。

(3) 「教育の基礎的理解に関する科目」等(選択)

該当する科目は設置していません。

(4) 大学が独自に設定する科目(小学校1種)

以下の科目は、「大学が独自に設定する科目」です。また、「教科又は教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」等の最低修得単位数を超えて修得した単位もこの区分に計上されます。

教育職員免許法施行規則に定める科目	設置科目	単位	履修方法
大学が独自に設定する科目	介護体験実習講義	2	小・中学校のみ必須
	人間理解基盤講座(心の健康教育に関する理論と実践)	2	選択
	学級経営インターンシップ(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	4	
	特別支援教育インターンシップ	4	
	インクルーシブ教育インターンシップ	2	
	生活科・総合的学習特論	2	
	初等自然科学教育フィールドワーク		

(5) 免許法施行規則66条の6に関する科目

中学・高校免許と共通ですので、「中学校・高校免許状取得要件」の「(6) 免許法施行規則66条の6に関する科目」を参照してください。

博物館学芸員資格

博物館学芸員の資格を取得するためには、下表に示された科目の単位を全て修得する必要があります。免許状は発行されず、下表の科目を全て修得したことを示す「単位修得証明書」を就職先の博物館等に提出することにより、学芸員の資格を取得したことが証明されます。

なお、博物館法施行規則の一部改正に伴い、2012 年度より新しいカリキュラムとなっています。2011 年度以前に学部在学した学生が、2012 年度以降に科目等履修生等として当学部に入學した場合でも、新カリキュラムでの資格取得要件を満たす必要があります。旧カリキュラムで修得済みの単位がある場合は、先に在籍した大学で新カリキュラムに読み替えた「単位修得証明書」を発行してもらい、新カリキュラム上での不足単位を確認の上、履修計画を立ててください。

博物館に関する科目	最低修得単位	教育学部設置科目	単位数	履修方法
生涯学習概論	2	生涯学習	2	いずれか1科目群 必修
		生涯学習概論I	2	
		生涯学習概論II	2	
博物館概論	2	博物館概論	2	全科目必修
博物館経営論	2	博物館経営論	2	
博物館資料論	2	博物館資料論	2	
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2	
博物館展示論	2	博物館展示論	2	
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2	
博物館教育論	2	博物館教育論	2	
博物館実習	3	博物館実習	3	
最低修得単位数		19 または 21		

他大学の通信教育課程の履修

他大学で修得した単位と当学で修得した単位を組み合わせることで、教員免許状の申請を行うことも可能です。例えば、他大学の通信教育課程の中には、より低廉な受講料で単位を修得することも可能ですので、以下 HP なども参考にしてください。

私立大学通信教育協会 <http://www.uce.or.jp>

ただし、教育実習および介護等体験については、正規生でないと受け入れていない大学もあるようですので、受講にあたっては、各自でよくご確認ください。

以 上